

ほこみち(歩行者利便増進道路)占有者向け遵守事項ガイドライン

本ガイドラインは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づく歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域(以下「誘導区域」という。)において路上利用を行う占有者(事業者等)が遵守すべき事項を整理したものである。

1. 占有者の基本要件

・占有者(個人・法人・任意団体・JV を含む)は、次の要件をすべて満たすこと。

(1) 法令適合

- ① 道路法第 33 条第 1 項の政令基準に適合していること。
- ② 道路交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかでないこと。

(2) 適格性

次に該当しないこと。

- ① 道路占有許可手続きを履行する能力を有しない者。
- ② 占有料納付能力がないと認められる者。
- ③ 監督処分未是正者。
- ④ 督促中の者。
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主目的とする者。
- ⑥ 暴力団、暴力団員その他これらに準ずる反社会的勢力。
- ⑦ 暴力団その他の反社会的勢力と関係を有する者。
- ⑧ 公序良俗に反すると認められる者。

(3) 管理能力

- ① 長期占有を前提に、清掃・点検等を適切に実施できること。
- ② 安全確保のための運用基準を自ら定め、管理できること。

2. 沿道関係者等への説明および協議について(申請前)

・ほこみち制度を活用した路上利用は、地域のにぎわい創出や魅力向上につながる取組です。

その効果を高め、地域とともに持続的な活用を進めていくため、実施前に沿道関係者等へ丁寧な説明を行い、理解を得ながら進めることが重要です。

・市は、円滑で安心な事業実施を支援する観点から、占有者に対し、沿道関係者等への事前説明および協議を行うことをお願いするものとします。

(1) 沿道関係者等への事前説明

・占有者は、当該路線の沿道住民、地権者、店舗営業者その他関係者(以下「沿道関係者等」という。)に対し、あらかじめ次の事項について説明を行ってください。

- ① 実施内容
- ② 実施期間および時間
- ③ 利用形態
- ④ 周辺環境および交通への影響
- ⑤ 安全対策および管理体制

・説明にあたっては、一方的な周知にとどまらず、意見を聞きながら調整を図るなど、地域と協力して取り組む姿勢を大切にしてください。

・商店街振興組合等がある場合は組合へ説明を行い、あわせて必要に応じて未加入の沿道関係者等にも説明を行ってください。

また、当該路線が属する町内会に対しても同様に説明を行ってください。

(2)説明・協議内容の記録

・説明および協議の内容については、次の事項を整理し、記録として作成・保存してください。

- ① 説明資料
- ② 説明日時および方法
- ③ 出席者
- ④ 主な意見
- ⑤ 対応内容

・これらの記録は、取組の透明性を高めるとともに、次回以降の改善や発展につなげるための資料となります。

・道路管理者または警察署から求めがあった場合には、提出できるよう適切に保管してください。

3. 地域住民への周知

・占用内容について、適切に行うこと。

① 周知(掲示・チラシ・回覧板・説明会等)

- ・実施内容
- ・実施期間・時間
- ・交通影響
- ・安全対策
- ・問い合わせ先

※変更が生じた場合は速やかに周知すること。

4. 占用場所・歩行者通行の基準

・誘導区域内で、道路管理者の占用許可及び警察署の道路使用許可を受けた区域内。

(1)歩行者の安全確保

- ① 歩行者通行量が普通:2.0m以上。
- ② 歩行者通行量が多い:3.5m以上。

- ③ 点字ブロックとの間隔:0.6m以上。
※やむを得ない場合は迂回措置を講じること。

(2) 占用場所の明示

- ① 歩行者の安全に配慮。
- ② 明示方法は図面により確認。

5. 安全対策・バリアフリー配慮

- ① 歩行者の安全確保を最優先。
- ② 自転車利用者への配慮。
- ③ キッチンカー等設置時は必要に応じ誘導員配置。
※車両突入防止デバイスの設置検討。
- ④ 強風・大雨・大雪時は安全措置。
- ⑤ 公衆の静穏を害する行為の防止。

6. 電線共同溝区域の制限

- ① 地上機器前、マンホール上等には恒久的構造物を設置しない。
- ② 可搬式什器のみ設置可。
- ③ 緊急時に即時移動可能とすること。

7. 露店・屋台等の特則

以下を遵守すること。

- ① 消防設備から5m以内は設置禁止。
- ② 緊急車両進入路付近は設置禁止。
- ③ 避難の妨げとなる場所は禁止。
- ④ 原則として人工芝使用不可。(使用時は防災性能必須)
- ⑤ 歩道キッチンカーは安全対策を講じること。

8. 維持管理・清掃義務

- ① 営業終了後の清掃。
- ② 日常点検の実施。
- ③ 陥没・ひび割れ等の確認と報告。
- ④ 不法占用・放置自転車対策への協力。
- ⑤ 除草・清掃の実施。

9. 公共性への協力

- ① 道路点検・工事への協力。
- ② 公共イベント開催時の協力。
- ③ 地域活性化・回遊性向上への配慮。
- ④ 景観配慮。

10. 許可証掲示

- ・道路占用許可証および道路使用許可証を見やすい位置に掲示。

11. 誓約書の提出

- ① 占有者は、道路占用許可申請時に、誓約書(別紙様式)を提出すること。
- ② 誓約事項に違反した場合は、占有許可の取消し、条件変更または是正命令の対象となることがある。

12. 責任および取消し等

- ① 占有に要する費用は、すべて占有者の負担とする。
- ② 占有に起因して事故、苦情、紛争、損害等が生じた場合は、占有者の責任および負担において誠実に対応し、原状回復および損害賠償等必要な措置を講じること。
- ③ 次の各号のいずれかに該当する場合、道路管理者は、是正指示、許可条件の変更、許可の取消し、占有物件の撤去命令その他必要な措置を行うことができる。
 - (ア) 本許可の条件に違反したとき。
 - (イ) 申請内容と異なる利用を行ったとき。
 - (ウ) 事前説明・協議を適切に実施していないことが判明したとき、または虚偽の報告を行ったとき。
 - (エ) 道路管理上または公益上支障があると認められるとき。
- ④ 道路管理者が、道路管理上、交通安全上または公益上の必要により条件変更を求めた場合、占有者はこれに従うこと。
- ⑤ 占有期間満了時または許可取消し時は、占有者の責任および負担において速やかに原状回復を行い、道路管理者の検査を受け、その確認をもって完了とする。
- ⑥ 前項の原状回復が履行されない場合、道路管理者は占有者に代わって必要な措置を講ずることができ、その費用は占有者の負担とする。

施行日:令和8年4月1日